

居宅介護 重要事項説明書

この「居宅介護 重要事項説明書」は、ナイスケアの居宅介護サービスを受けられる際に、ご利用者やそのご家族に対して当社の事業運営規程の概要、訪問介護従事者などの勤務体制等、ご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を契約締結の前に説明し同意を得るものです。

1 事業者の概要

名称	株式会社 ナイスケア
法人種別	株式会社
法人所在地	東京都目黒区大岡山 1-1-8
電話番号	03-3717-3343
代表者氏名	代表取締役 徳永 泰行
法人が所有する営業所の種類・数	
総合支援法	訪問介護ナイスケア(目黒区)・訪問介護ナイスケア世田谷(世田谷区) 訪問介護ナイスケア大田(大田区)・訪問介護ナイスケアたまがわ(川崎市) 特定相談支援事業所(世田谷区)
介護保険	訪問介護事業所4ヶ所・介護タクシー・訪問看護ステーション・福祉用具貸与、販売・ 住宅改修・居宅介護支援事業所5ヶ所・介護職員養成研修機関

2 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護ナイスケアたまがわ
事業所の所在地	神奈川県川崎市中原区中丸子 558
事業所の電話番号	044-431-3531
サービス提供地域	川崎市中原区
事業所営業時間	月～土 9:00～18:00 休み 日・祝 12/29～1/3
サービス提供時間	月～土、日、祝 9:00～18:00 その他、別途お打ち合わせによる
事業所番号	1415200540(平成21年12月1日指定)
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・事業所の訪問介護員は心身の状態、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事その他の生活全般にわたる援助を行う。・事業実施に当たっては、関係市区町村、地域保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。・事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

3 事業所の職員体制 (令和6年4月1日 現在)

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者	1		1	介護福祉士
サービス提供責任者	2	0	2	介護福祉士
訪問介護員	0	9	9	初任者・実務者・介護福祉士
事務員	0	1	1(兼務)	初任者・介護福祉士・社会福祉士

4 サービスの内容

- ① 身体介護：ヘルパーによる食事、着替え、入浴、排泄、移動、移乗介助など。
- ② 家事援助：ヘルパーによる調理、洗濯、買い物、掃除、視覚障害者が行う読み書きの代行等。
- ③ 通院介助：病院内での事務手続きを含む移動、移乗介助など。

5 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則1割。月額負担上減額については、各区市町村長が定めた額。ただし、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、利用者等の同意を得て2人分の料金をいただきます。事業者が利用者

に代わり区市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

居宅介護給付費 基本単価表 [利用総額(単位数×10.96)/利用者負担額]

	身体介護 通院介助(身体あり)	家事援助	通院介助(身体なし)
30分未満	256単位 2,805円/281円	106単位 1,161円/117円	106単位 1,161円/117円
30分以上45分未満	404単位 4,427円/443円	153単位 1,676円/168円	197単位 2,159円/216円
45分以上60分未満		197単位 2,159円/216円	
60分以上75分未満	587単位 6,433円/644円	239単位 2,619円/262円	275単位 3,014円/302円
75分以上90分未満		275単位 3,014円/302円	
90分以上	—	311単位 3,408円/341円 15分を増すごとに+35単位 +383円/+39円	345単位 3,781円/379円 30分を増すごとに+69単位 +758円/+76円
90分以上120分未満	669単位 7,332円/734円	—	—
120分以上150分未満	754単位 8,263円/927円	—	—
150分以上180分未満	837単位 9,173円/918円	—	—
180分以上	921単位 10,094円/1,010円	—	—
30分を増すごとに+83単位 +909円/+91円		—	—

※基本単価に対して、早朝(6:00~8:00)、夜間(18:00~22:00)帯は上記料金の25%増し深夜(22:00~6:00)帯は同50%増しとなります。

<加算単価>

- ・初回加算 200単位/月×10.96=2,192円/220円(利用者総額/利用者負担額)
サービス提供責任者が新規のご利用者に対して初回訪問時に自らサービス提供を行うか、事業所のヘルパーに同行訪問した時に加算されます。
- ・緊急時対応加算 100単位×10.96=1,096円/110円(利用者総額/利用者負担額)
ご利用者からの緊急要請により、サービス提供責任者が事業所のヘルパーの手配、若しくは自らサービス提供を行った時に加算されます。(月2回限度)
- ・利用者負担額上限管理加算 150単位/月×10.96=1,644円/165円(利用者総額/利用者負担額)
複数の事業所がサービス提供を行うご利用者の負担額に関し、上限管理が必要で且つ上限管理事業所に指名された事業所に加算されます。
- ・喀痰吸引等支援体制加算 100単位×10.96=1,096円/110円(利用者総額/利用者負担額)
特定事業所加算Iを算定しない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合に加算されます。(1日につき)

(2) 交通費

上記で示した「サービス提供地域」内への利用者宅訪問時の交通費は無料です。それ以外の地域への訪問や、サービス提供中の移動(通院、外出時の同行)にかかる交通費は実費をいただきます。

(3) サービス中止に関わるご利用者負担金(消費税がかかります)

急なご利用者の都合によるサービス中止の場合は、下記の料金をお支払いいただきます。サービス中止が必要となった場合は、至急ご連絡ください。(044-431-3531)

ご利用の前日 17:00 までにご連絡いただいた場合	無料
前日 17:00 以降にご連絡いただいた場合	一律 ¥2,500- (税抜)

(4) 不在時の待機に関わるご利用者負担金(消費税がかかります)

サービス時間に利用者をご不在の時は、下記の料金が必要です。

- ① ヘルパー待機時間が10分未満 無料
- ② ヘルパー待機時間が10分~20分まで ¥830- (税抜)
- ③ それ以降は、待機料ではなくサービスの中止料金となります。 ¥2,500- (税抜)

(5) その他

- ① 利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用、利用者と一緒に外出するサービスでかかる施設利用料、公演代などは、利用者にご負担いただきます。
また、外出サービス時にヘルパーが同席する場合の食事代や喫茶代などは、利用者にご負担いただきます。
- ② 受給量(時間)を超えたサービスは、自費負担となります。

6 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月20日までに請求しますので、末日までにお支払いください。お支払方法は、原則銀行自動引落・郵便局自動引落です。やむを得ない場合は、郵便振替用紙または、銀行振込となります。

- ・郵便局の場合 郵便振替用紙 (請求書と同封)
- ・銀行の場合 みずほ銀行自由が丘支店 普通預金
口座番号 1831166 口座名義 株式会社ナイスケア

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者又はその家族等から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者又はその家族等が、当事業者に対し1週間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解約することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業者が破産した場合、利用者又はその家族等は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- ③ 利用者及びその家族等がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、2週間以内にお支払いいただけない場合、又は利用者や家族が事業者やサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちに契約を解約し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解約し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解約する日の1ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合。
- ② 居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合。(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ 利用者が亡くなった場合。
- ④ 最後のサービス利用月から12か月が経った場合は、最後のサービス利用月を契約終了月とします。

8 契約内容及び事業所内容の変更について

報酬改定に伴う料金等の変更、事業所内容等の変更が生じた場合は、文章にて通知致します。

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

10 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

相談・苦情 窓口	訪問介護ナイスケアたまがわ 管理者（吉田 美也子）
電話番号	044-431-3531
受付時間	月～金、9：00～18：00 営業時間外は本社にて 24 時間電話対応。

ご利用者からの相談、苦情等に対する常設の窓口として担当者を置いています。また、担当者不在のときは基本的な事項について誰でも対応できるようにするとともに担当者に必ず引き継ぐ体制を敷いております。当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

中原区相談窓口（受付時間 8：30～17：00）	住 所	電 話
川崎市中原福祉事務所	川崎市中原区小杉町 3-245	044-744-3295

虐待防止についての相談・通報先

中原区地域みまもり支援センター 障害課	川崎市中原区小杉町 3-245	虐待通報専用ダイヤル 044-200-0193 虐待通報専用 FAX 044-200-3610
---------------------	-----------------	--

以上

重度訪問介護 重要事項説明書

この「重度訪問介護 重要事項説明書」は、ナイスケアの重度訪問介護サービスを受けられる際に、ご利用者やそのご家族に対して当社の事業運営規程の概要、訪問介護従事者などの勤務体制等、ご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を契約締結の前に説明し同意を得るものです。

1 事業者の概要

名称	株式会社 ナイスケア
法人種別	株式会社
法人所在地	東京都目黒区大岡山 1-1-8
電話番号	03-3717-3343
代表者氏名	代表取締役 徳永 泰行
法人が所有する営業所の種類・数	
総合支援法	訪問介護ナイスケア(目黒区)・訪問介護ナイスケア世田谷(世田谷区) 訪問介護ナイスケア大田(大田区)・訪問介護ナイスケアたまがわ(川崎市) 特定相談支援事業所(世田谷区)
介護保険	訪問介護事業所4ヶ所・介護タクシー・訪問看護ステーション・福祉用具貸与、販売・ 住宅改修・居宅介護支援事業所5ヶ所・介護職員養成研修機関

2 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護ナイスケアたまがわ
事業所の所在地	神奈川県川崎市中原区中丸子 558
事業所の電話番号	044-431-3531
サービス提供地域	川崎市中原区
事業所営業時間	月～土 9:00～18:00 休み 日・祝 12/29～1/3
サービス提供時間	月～土、日、祝 9:00～18:00 その他、別途お打ち合わせによる
事業所番号	1415200540(平成21年12月1日指定)
運営方針	<ul style="list-style-type: none">事業所の訪問介護員は心身の状態、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事その他の生活全般にわたる援助を行う。事業実施に当たっては、関係市区町村、地域保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

3 事業所の職員体制 (令和6年4月1日 現在)

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者	1		1	介護福祉士
サービス提供責任者	2	0	2	介護福祉士
訪問介護	0	9	9	初任者・実務者・介護福祉士
事務員	0	1	1(兼務)	初任者・介護福祉士・社会福祉士

4 サービスの内容

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

5 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則1割。月額負担上減額については、各区市町村長が定めた額。

ただし、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、利用者等の同意を得て2人分の料金をいただきます。事業者が利用者に代わり区市町村から受領した介護給付費の額については、利用者へ通知します。

重度訪問介護給付費 基本単価表 [利用総額 (単位数×10.96) /利用者負担額]

	基本部分 (Ⅲ)	重度障害者等の場合 (Ⅰ)	障害程度区分 6 に該当する方の場合 (Ⅱ)
1 時間未満	186 単位 2,038 円/204 円	214 単位 2,345 円/235 円	202 単位 2,213 円/222 円
1 時間以上 1 時間半未満	277 単位 3,035 円/304 円	309 単位 3,496 円/350 円	301 単位 3,298 円/330 円
1 時間半以上 2 時間未満	369 単位 4,044 円/405 円	424 単位 4,647 円/465 円	400 単位 4,384 円/439 円
2 時間以上 2 時間半未満	461 単位 5,052 円/506 円	530 単位 5,808 円/581 円	500 単位 5,480 円/548 円
2 時間半以上 3 時間未満	553 単位 6,060 円/606 円	636 単位 6,970 円/697 円	600 単位 6,576 円/658 円
3 時間以上 3 時間半未満	644 単位 7,058 円/706 円	741 単位 8,121 円/813 円	699 単位 7,661 円/767 円
3 時間半以上 4 時間未満	736 単位 8,066 円/807 円	846 単位 9,272 円/928 円	799 単位 8,757 円/876 円
4 時間以上 8 時間未満 30 分を増すごとに	+85 単位 931 円/94 円	+98 単位 1,074 円/108 円	+92 単位 1,008 円/101 円
8 時間以上 12 時間未満 30 分を増すごとに	+85 単位 931 円/94 円	+98 単位 1,074 円/108 円	+92 単位 1,008 円/101 円
12 時間以上 16 時間未満 30 分を増すごとに	+81 単位 887 円/89 円	+93 単位 1,019 円/102 円	+88 単位 953 円/96 円
16 時間以上 20 時間未満 30 分を増すごとに	+88 単位 942 円/95 円	+99 単位 1,085 円/109 円	+93 単位 1,019 円/102 円
20 時間以上 24 時間未満 30 分を増すごとに	+80 単位 876 円/88 円	+92 単位 1,008 円/101 円	+87 単位 953 円/96 円

移動介護加算単価 (利用者負担/利用総額) 単位数×10.96

1 時間未満	1,096 円/110 円 100 単位	2 時間以上 2 時間半未満	1,918 円/192 円 175 単位
1 時間以上 1 時間半未満	1,370 円/137 円 125 単位	2 時間半以上 3 時間未満	2,192 円/220 円 200 単位
1 時間半以上 2 時間未満	1,644 円/165 円 150 単位	3 時間以上	3,014 円/302 円 275 単位

※基本単価に対して、早朝 (6:00~8:00)、夜間 (18:00~22:00) 帯は上記料金の 25%増し深夜 (22:00~6:00) 帯は同 50%増しとなります。

<加算単価>

- ・初回加算 200 単位/月×10.96=2,192 円/220 円 (利用者総額/利用者負担額)
サービス提供責任者が新規のご利用者に対して初回訪問時に自らサービス提供を行うか、事業所のヘルパーに同行訪問した時に加算されます。
- ・緊急時対応加算 100 単位×10.96=1,096 円/110 円 (利用者総額/利用者負担額)
ご利用者からの緊急要請により、サービス提供責任者が事業所のヘルパーの手配、若しくは自らサービス提供を行った時に加算されます。(月 2 回限度)
- ・利用者負担額上限管理加算 150 単位/月×10.96=1,644 円/165 円 (利用者総額/利用者負担額)
複数の事業所がサービス提供を行うご利用者の負担額に関し、上限管理が必要で且つ上限管理事業所に指名された事業所に加算されます。
- ・喀痰吸引等支援体制加算 100 単位×10.96=1,096 円/110 円 (利用者総額/利用者負担額) (1 日につき)
特定事業所加算 I を算定しない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合に加算されます。

(2) 交通費

上記で示した「サービス提供地域」内への利用者宅訪問時の交通費は無料です。それ以外の地域への訪問や、サービス提供中の移動 (通院、外出時の同行) にかかる交通費は実費をいただきます。

(3) サービス中止に関わるご利用者負担金 (消費税がかかります)

急なご利用者の都合 によるサービス中止の場合は、下記の料金をお支払いいただきます。
サービス中止が必要となった場合は、至急ご連絡ください。(044-431-3531)

ご利用の前日 17:00 までにご連絡いただいた場合	無料
前日 17:00 以降にご連絡いただいた場合	一律 ¥2,500- (税抜)

(4) 不在時の待機に関わるご利用者負担金 (消費税がかかります)

サービス時間に利用者をご不在の時は、下記の料金が必要です。

- ① ヘルパー待機時間が 10 分未満 無料
- ② ヘルパー待機時間が 10 分~20 分まで ¥830- (税抜)
- ③ それ以降は、待機料ではなくサービスの中止料金となります。 ¥2,500- (税抜)

(5) その他

- ① 利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用、利用者と一緒に外出するサービスでかかる施設利用料、公演代などは、利用者にご負担いただきます。
また、外出サービス時にヘルパーが同席する場合の食事代や喫茶代などは、利用者にご負担いただきます。
- ② 受給量(時間)を超えたサービスは、自費負担となります。

6 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月20日までに請求しますので、末日までにお支払いください。お支払方法は、原則銀行自動引落・郵便局自動引落です。やむを得ない場合は、郵便振替用紙または、銀行振込となります。

- ・郵便局の場合 郵便振替用紙（請求書と同封）
- ・銀行の場合 みずほ銀行自由が丘支店 普通預金
口座番号 1831166 口座名義 株式会社ナイスケア

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 重度訪問介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、重度訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者又はその家族等から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 重度訪問介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者又はその家族等が、当事業者に対し1週間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解約することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業者が破産した場合、利用者又はその家族等は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- ③ 利用者及びその家族等がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、2週間以内にお支払いいただけない場合、又は利用者や家族が事業者やサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちに契約を解約し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解約し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解約する日の1ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合。
- ② 重度訪問介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合。(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ 利用者が亡くなった場合。
- ④ 最後のサービス利用月から12か月が経った場合は、最後のサービス利用月を契約終了月とします。

8 契約内容及び事業所内容の変更について

報酬改定に伴う料金等の変更、事業所内容等の変更が生じた場合は、文章にて通知致します。

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

10 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

相談・苦情 窓口	訪問介護ナイスケアたまがわ 管理者（吉田 美也子）
電話番号	044-431-3531
受付時間	月～金、9：00～18：00 営業時間外は本社にて 24 時間電話対応。

ご利用者からの相談、苦情等に対する常設の窓口として担当者を置いています。また、担当者不在のときは基本的な事項について誰でも対応できるようにするとともに担当者に必ず引き継ぐ体制を敷いております。当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

中原区相談窓口（受付時間 8：30～17：00）	住 所	電 話
川崎市中原福祉事務所	川崎市中原区小杉町 3-245	044-744-3295

虐待防止についての相談・通報先

中原区地域みまもり支援センター 障害課	川崎市中原区小杉町 3-245	虐待通報専用ダイヤル 044-200-0193 虐待通報専用 FAX 044-200-3610
---------------------	-----------------	--

以上